

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月16日 11時00分ごろ
発生場所	広島県尾道市高根島東方沖 高根大橋橋梁灯（C2灯）から真方位193°570m付近 （概位 北緯34°18.2′ 東経133°04.9′）
事故の概要	水上オートバイSHADOW41及び水上オートバイKing Domは、共に北東進中、King DomがSHADOW41に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ SHADOW41、0.2トン 260-47687大阪、個人所有 B 水上オートバイ King Dom、0.1トン 250-58376大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（同乗者） B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部外板に凹損を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、気温 約29℃、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、高根島東方沖を仲間の水上オートバイと共に遊走しながら北東進中、左舷前方至近から右に転針したB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、高根島東方沖を仲間の水上オートバイと共に約24ノットの対地速力で遊走しながら北東進中、船長Bが、前方至近に浮流物を認めたので、右にハンドルを切ったところ、A船と衝突した。
分析	A船は、高根島東方沖を北東進中、左舷前方至近から右に転針したB船が衝突したものと考えられる。 B船は、高根島東方沖を北東進中、船長Bが、浮流物を避けようとして転針する際、後方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が右舷後方至近を航行していることに気付かず右にハンドルを切り、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が共に北東進中、船長Bが、浮流物を避け

	<p>ようとして転針する際、後方の見張りを適切に行っていなかったため、A船が右舷後方至近を航行していることに気付かずに右にハンドルを切り、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 転針する前には、転針する方向や後方を確認すること。